

令和4年4月

五泉市立小・中学校保護者各位

五泉市教育委員会学校教育課長

家庭学習のための通信環境整備のお願い
及び
モバイルWi-Fiルーターの貸出について

日頃より、五泉市の学校教育にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、ご承知のとおり、五泉市では、令和2年度に児童生徒1人に1台のタブレット端末を整備し、各学校において授業での活用を進めております。

市では、タブレット端末を家庭学習でも活用できるよう、各学校の判断で家庭への持ち帰りができることとしており、また、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない状況の中、タブレット端末を活用したオンライン授業がさらに浸透することも想定されます。

貸与したタブレット端末を活用して、家庭でインターネットでの調べ学習を行ったり、オンラインで授業を受けたりするためには、各ご家庭にWi-Fi（無線通信）環境を整備していただく必要があります。（Wi-Fi環境があっても、容量が少ない契約の場合は、オンライン授業を受けることが難しい可能性があります）

保護者の皆さまにおかれては、教育のICT化に対応した家庭学習が可能となるよう、下記及び別紙資料を参考に家庭のWi-Fi環境整備を進めていただくよう、お願い申し上げます。

なお、モバイルWi-Fiルーター（LTE通信）によりWi-Fi環境整備を考えているご家庭につきましては、機器（約420台）を無償で貸出いたします。ご希望の保護者は、下記により申請手続きを行っていただくようお願いいたします。ただし、通信契約及び通信に係る費用は保護者負担となります。また、すでに家庭のパソコンでインターネットを利用している場合は、モバイルWi-Fiルーターの貸与を受けて新たに通信契約するよりも、自宅のモデムにWi-Fiルーター（無線アクセスポイント）を接続するほうが経済的な場合があります（裏面参照）。現在の家庭通信環境により、最適な整備方法が異なりますので、ご家庭内で相談したり、契約している通信事業者に相談したりして、ご検討いただきたいと思います。

1. 家庭学習に必要な通信量の目安

○通常の家庭学習 … 月3GB（ギガバイト）程度

[想定する状況] 宿題をデータ送信で提出する。インターネットで1日30分から1時間程度の調べ学習を行う（動画は見ない）。

○臨時休校時のオンライン授業 … 月20GB（ギガバイト）程度

[想定する状況] 平日の毎日、午前2時間、午後2時間のオンライン授業を受ける。

2. Wi-Fi整備の方法（一般的なもの）

○自宅のパソコンでインターネットを利用している場合

… リースや購入により無線アクセスポイントを用意し、モデムに接続する。

○インターネットを利用していない、またはスマホでインターネットを利用している場合

… リースや購入によりモバイルWi-Fiルーターを用意し、携帯電話事業者と通信契約をする（ルーターがセットになっている契約もある）。

※添付のイメージ図を参考にしてください。

※現在の家庭通信環境の状況により、最適な整備方法が異なりますので、詳しくは、契約している通信事業者などにご相談ください。

3. Wi-Fi環境整備が難しいご家庭について

○臨時休校時にオンライン授業を行う場合、Wi-Fi環境がない家庭の児童生徒については、学校に来てオンライン授業を受けてもらうことを考えています。

○通常の家庭学習において、インターネットを使った学習や課題の提出をデータで行う場合、Wi-Fi環境がない家庭の児童生徒については、代替りの方法で対応できるよう、各学校で検討することになっています。

○近年、各通信事業者から比較的安価な通信契約プランも出ていますので、家庭学習のための家庭通信環境整備をご検討いただくよう、お願いいたします。

4. モバイルWi-Fiルーターの無償貸与

○対象者

市内小中学校の児童生徒の保護者で、児童生徒の家庭学習を目的として家庭の通信環境整備を行うために、モバイルWi-Fiルーターの貸与を受けたい人

○貸与期間

中学校を卒業するまで（途中で市外に転校する場合は、転校前まで）

○申請手続き

貸与を希望する人は、別紙「家庭学習のための通信機器貸与申請書」を提出して

ください。

提出先：市役所学校教育課または学校

提出期限：随時

※在校生のご家庭は昨年配布した申請書をご利用できるほか市のホームページ（URL 下記掲載）にも掲載しています。印刷する環境がない場合は市役所学校教育課までお申し出ください。

○貸与の決定

申請者に対し、「家庭学習のための通信機器貸与決定通知書」または同「却下通知書」を交付します。

○機器の貸与

決定を受けた保護者は、決定通知日から概ね 10 日以内に、決定通知書を持参して、市役所学校教育課で機器を受け取ってください。

○通信契約

機器の貸与を受けた保護者は、任意の携帯電話事業者で通信契約を行ってください（貸与する機器はどの事業者の SIM にも対応します）。

契約内容は、上記の「1. 家庭学習に必要な通信量の目安」を参考にして、事業者にご相談ください。（現状では、オンライン授業がどの程度の頻度や時間数で行われるか想定が困難な状況なため、通信量の変更が容易な契約が望ましいと思われます。）

児童生徒に貸与しているタブレット端末以外のスマホなどをこのモバイルWi-Fiルーターに接続することも可能ですが、家庭学習のための使用を優先していただくようお願いします。

○費用

通信契約及び通信にかかる費用は、契約者の負担となります。

※モバイルWi-Fiルーター無償貸与制度に関する市ホームページ

<https://www.city.gosen.lg.jp/organization/20/8/1/866.html>

このほか、ICT 教育を支援するサポートサイト（まなびサポート）内に、申請書のほか機器の接続方法も掲載されていますので、参考としてください。

<https://www.kzs-kasix.jp/edu>

【問い合わせ先】

五泉市教育委員会学校教育課企画管理係

TEL 0250-43-3911

FAX 0250-41-0006

E-mail : gakukyou@city.gosen.lg.jp